

令和6年第10回花巻市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年9月30日(月) 午前9時45分から午前11時05分

2 開催場所 JAいわて花巻総合営農拠点センター 担い手研修室

3 総会に出席した委員

(1) 農業委員 (21名 議席順)

1番 高橋 和子	2番 藤本 一廣	3番 藤原 秀章
4番 伊藤 侑子	5番 (欠席)	6番 瀬川 一
7番 出茂 寛	8番 中村 勇行	9番 古川 重勝
10番 (欠席)	11番 佐々木 和宏	12番 富手 秀一
13番 (欠席)	14番 継枝 イク	15番 川村 優
16番 晴山 淳子	17番 菅野 和	18番 小瀬川 眞弓
19番 畑山 えり子	20番 玉山 幸裕	21番 板垣 淑子
22番 高橋 忠幸	23番 浅沼 英喜	24番 伊藤 富壽

(2) 農地利用最適化推進委員 (27名 名簿順)

1番 吉田 祐二	2番 小田島 弘通	3番 小原 和也
4番 五内川 真也	5番 葛尾 正典	6番 畠山 清
7番 高橋 真樹	8番 千葉 善広	9番 杉村 順
10番 照井 勝司	11番 高橋 好子	12番 高橋 重男
13番 佐藤 茂丈	14番 佐々木 久夫	15番 伊藤 利子
16番 晴山 成仁	17番 小原 正好	18番 佐藤 文弥
19番 鈴木 昌悦	20番 小原 壽久	21番 中村 萬敬
22番 八重樫 功	23番 高橋 康友	24番 宮川 充
25番 (欠席)	26番 菊池 初見	27番 浅沼 司
28番 菊池 司		

4 欠席した委員

(1) 農業委員 (3名)

5番 新瀨 伸彦、10番 高橋 修一、13番 藤原 秀司

(2) 農地利用最適化推進委員 (1名)

25番 合澤 誠一

5 提出案件

(報告)

報告第 24 号 農地法第 18 条第 6 項の規定等による通知について

報告第 25 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

(議案)

議案第 88 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 89 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

議案第 90 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

議案第 91 号 農地法の適用外証明について

議案第 92 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

6 出席した農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 畠山 敬志、事務局次長 伊藤 ルミ子

農政管理係長 佐藤 正和、農地係長 多田 航、農地係主査 村上 秀斗

7 議事録

【1. 開会】(午前 9 時 45 分)

【2. 農業委員会憲章唱和】

農地利用最適化推進委員 15 番 伊藤 利子

【3. 会長挨拶】

伊藤 富壽会長

【4. 報告】

事務局

- (1) 業務報告について
- (2) 女性農業委員研修について(晴山淳子委員より)
- (3) 福耕農園の収穫祭について(高橋和子委員より)
- (4) 農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書

【5. 議事】

【(1) 出席委員確認】

議長 農地利用最適化推進委員 27 名、農業委員 21 名

(会長) →定足数に達しており会議成立

【(2) 議事録署名人の指名】

6 番 瀬川 一、7 番 出茂 寛

【(3) 報告】

報告第 24 号 農地法第 18 条第 6 項の規定等による通知について

事務局 報告内容の説明

議長 質疑 →なし

報告第 24 号終了

報告第 25 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

事務局 報告内容の説明

議長 質疑 →なし

報告第 25 号終了

【(4) 議案】

議案第 88 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

事務局 議案内容の説明

議長 議案 11 番が浅沼委員に関わる案件につき、議案 11 番以外について審議

質疑 →なし

採決 →全員賛成 議案 11 番以外について申請のとおり許可することを決定

議案 11 番について審議のため、農業委員会等に関する法律第 31 条に基づく議

事参与制限により、浅沼委員に退席を命じる → 23 番（浅沼英喜）退席

議長 議案 11 番について審議

質疑 →なし

採決 →全員賛成 議案 11 番について申請のとおり許可することを決定

23 番（浅沼英喜）着席

議長 議案第 88 号と議案第 90 号に同一事業が含まれるため、一括上程することについて諮る →異議なし

議案第 89 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する
意見について

議案第 90 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する
意見について

- 事務局 議案内容の説明（議案第 89 号と第 90 号を一括説明）
初めに、議案第 89 号 2 番及び議案第 90 号 10 番以外について説明
- 委員 現地確認委員（農業委員 22 番 高橋 忠幸）より現地確認報告
- 議長 質疑 →なし
採決 →全員賛成 議案第 89 号 2 番及び議案第 90 号 10 番以外は「許可相当」として市長へ意見送付。
- 事務局 続いて、議案第 89 号 2 番及び議案第 90 号 10 番（8 月総会において、人工湿地から放流される水質に関して懸念が残ることから継続審議とした案件）について説明（以下、補足を加えた。）
・放流する水質について、管轄の岩手中部土地改良区を 9 月 3 日に訪問。農地転用許可が下りた後、転用事業者から放流についての許可申請となるが、水質基準を満たさない場合は、放流の許可をしないことを確認済。また、八戸市に設置されている当該案件と同種の人工湿地の先進事例を現地視察し、設備の開発者から直接、終末で放流される水質について聞き取りをしたところ、岩手中部土地改良区の定める水質基準値を満たしていることを確認。
以上により、継続審査としていた水質について一定の確認がとれたことから本案件は許可相当であるとするもの。
- 議長 9 月 4 日に実施した先進事例の現地確認結果について、浅沼委員に説明を求める
- 23 番（浅沼英喜） 当日は農業委員会事務局員 3 名、農林部 1 名、古川重勝委員、当職で青森県八戸市にある既設の人工湿地を現地視察。施設における固液分離から放流までの概要について資料により説明。施設の臭気については、固液分離した原液は一定程度の臭気を放っているものの、湿地に流し込んだ後の水については、ほぼ臭いがしなかった。また、終末放流する水についても、かなり接近して臭いを確認したがほぼ無臭であった。水質については、先ほど事務局が説明したとおり、岩手中部土地改良区で水質基準を満たさない場合は放流を許可しないとのことであるので、本申請については許可することとして差し支えないと考える。
- 議長 質疑 →2 番
- 2 番（藤本一廣） 3 点について質問
①自己資金と借入により実施するとのことであるが、借入についての添付書類が借入申込書となっている。事業の確実性の審査において、融資証明書でなく借入申込書で行うことに差し支えないか。
②転用面積が 3,000 m²を超えているが都市計画法における開発許可は必要ないのか。

③この施設を設置する上で、公害発生の懸念という観点から、住民説明会の開催要否について、農業委員会として指導する義務などがあるのか。

事務局

①融資の証明については金融機関ごとに取り扱いが異なる。本件における借入申込書は、当該金融機関において融資の見込みがある方にのみ提出を案内しているものと承知しており、当該書類が金融機関に対し提出されている事実をもって融資の見込みがあるものとして事務を取り扱っている。

②本件について、開発許可の担当部局である都市政策課にも照会を行ったが、特段の指摘はない。また、開発許可とは、一定程度の面積を開発するにあたり、その土地を造成し建築物を建てる計画について許可を得ることが必要なものが対象であり、本件については既存の圃場を掘削し人口湿地として利用するものであるため、開発許可が必要な事業ではないと思料する。

③農業委員会では指導する義務はない。悪臭については花巻市悪臭公害防止条例、水質については水質汚濁防止法により法的な定めがあり、市の担当部局は市民生活部生活環境課である。同課に確認している内容としては、当該案件が水質汚濁防止法により事業着手前 60 日までに届出が必要なことと、悪臭公害防止条例施行規則に規定される住民説明会の開催等を要する施設に該当するかどうかは、当該人工湿地施設の内容を詳細に把握できていないため、その判断には至っていない段階であるとのこと。今後、届出の内容などにより、説明会等が必要な施設に該当する可能性もあり、その際には花巻市が法規に基づいて必要な対応を求めていくものと認識している。

2 番（藤本一廣） 了承。一関市の農地の問題が報じられる中、本案件について農業委員会として許可相当として許可になった以降に、周辺住民から問題視するような事態とならないようにするためにも、許可権者である花巻市が許可する際には関係する部署と横の連携を図っていただきたい。

議長 意見 →9 番

9 番（古川重勝） 本件については、基本的には許可することに賛成であるが、八戸市を視察した際に施設開発者から直接、適正な維持管理が前提であるとの説明を受けている。水質については、適正な維持管理により万全を期す必要があり、臭気についても、周囲に悪影響が出ないような対策、場合によっては周囲に緑地帯を設けるなども考えられる。最終的には、許可権者である花巻市長の決定であることは理解しているが、農業委員会として「許可相当」の意見の送付にあたり、許可権者である花巻市長に対し、「許可に際して事業者に対し水質汚濁及び臭気の防止について付款を課す、あるいは特段の配慮を要請する」旨の意見を付す必要があると考える。

議長 古川委員の意見（提案）についての質疑等 →なし
議長において本提案を採用することを認め、次により採決

議 長 議案第 89 号 2 番及び議案第 90 号 10 番について、「許可相当とする意見の送付に加え、許可に際しては、許可指令書に水質汚濁防止と悪臭防止対策のため付款を追加する、あるいはそれらに関する対策実施のための適切かつ必要なメンテナンス実施を含め、許可権者として申請者である有限会社アグリファインに対し特段の配慮を求める旨を申し添える」ことについて賛成の委員の挙手を求める → (全員挙手)

議 長 →全員賛成 採決内容のとおり決定

議案第 91 号 農地法の適用外証明について

事務局 議案内容の説明

委 員 現地確認委員（農地利用最適化推進委員 27 番 浅沼 司）より現地確認報告

議 長 質疑 →なし

採決 →全員賛成 申請のとおり証明することを決定

議案第 92 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

事務局 議案内容の説明

議 長 質疑 →なし

採決 →全員賛成 原案のとおり決定

議 長 付議案件の審議終了

来月の現地確認日の報告

10 月 25 日（金）

現地確認委員の指名

農業委員 21 番 板垣 淑子、農地利用最適化推進委員 26 番 菊池 初見

事務局 【6. その他】

特に発言なし

【7. 閉会】（午前 11 時 05 分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年9月30日

花巻市農業委員会

会 長

伊藤 高寿

署名委員（6番委員）

瀬川 一

署名委員（7番委員）

出 茂 寛